

# 株主各位

証券コード 7326  
2022年6月6日

東京都港区六本木一丁目6番1号

SBIインシュアランスグループ株式会社  
代表取締役執行役員会長兼社長 乙部 辰良

## 第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月20日（月曜日）当社営業時間の終了時（午後5時45分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### [書面による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### [インターネットによる議決権の行使]

3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー22階
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第6期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第6期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

※「新型コロナウイルス感染防止への対応に関するお知らせ」は裏面をご覧ください。

## 新型コロナウイルス感染防止への対応に関するお知らせ

- ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。株主様の議決権は、書面またはインターネットによって事前に行使が可能ですのでこちらのご利用もご検討下さい。
- 会場入口にて、サーモグラフィー等による検温の実施やマスクの着用をお願いする場合があります。なお、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、マスクを着用いただけない方については入場をお断りする場合がございます。
- 会場内の席の間隔を確保するため、会場にご入場いただける人数を制限させていただく場合がございます。

## 経営近況報告会について

- 株主総会終了後の当社役員等からの経営近況報告会に代えて、当該内容は本総会中にご説明申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」及び「その他」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 資源使用量節減のため、本定時株主総会終了後の決議通知等の発送を行わず、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですので、ご理解のほどお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.sbiig.co.jp/>)

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2022年6月20日（月曜日）午後5時45分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日9：00～17：00）

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 保険持株会社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### 【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社及び当社子会社8社により構成されており、損害保険事業、生命保険事業及び少額短期保険事業を営んでおります。それぞれの主要な事業内容は次のとおりであります。

#### (損害保険事業)

SBI損害保険株式会社1社で構成されており、インターネット、代理店などを通じて、低廉な保険料を実現した自動車保険、がん保険、火災保険等を提供する損害保険事業を営んでおります。また、事業法人、地域金融機関とのアライアンス強化にも取り組み、インターネット以外の販路の強化・拡大も推進しております。

#### (生命保険事業)

SBI生命保険株式会社1社で構成されており、インターネット、代理店などを通じて、低廉な保険料を実現したネット専用定期保険、就業不能保険、医療保険等を提供する生命保険事業を営んでおります。また、金融機関向けに住宅ローン利用者を被保険者とする団体信用生命保険及び団体信用就業不能保障保険も提供しております。

#### (少額短期保険事業)

SBIいきいき少額短期保険株式会社、SBI日本少額短期保険株式会社、SBIリスタ少額短期保険株式会社、SBIプリズム少額短期保険株式会社、常口セーフティ少額短期保険株式会社、及びこれら少額短期保険会社5社の持株会社であるSBI少短保険ホールディングス株式会社の6社で構成されており、各社を通じて特色ある商品を提供する少額短期保険事業を営んでおります。SBIいきいき少額短期保険株式会社は、主にインターネットや通信販売を通じて、定期保険、医療保険、ペット保険等を提供しております。SBI日本少額短期保険株式会社は、主に代理店を通じて賃貸住宅総合保険や特色あるバイク保険、自転車保険等を提供しております。SBIリスタ少額短期保険株式会社は、法人やマンション管理組合向けの地震補償保険や結婚式総合補償保険を提供しているほか、提携先の法人のニーズにあわせたオーダーメイド型商品を開発しております。SBIプリズム少額短期保険株式会社は、主にブリーダー、ペットショップ、犬猫譲渡団体などの代理店を通じて、特色あるペット保険を提供しております。常口セーフティ少額短期保険株式会社は、北海道を拠点に賃貸住宅総合保険を提供しております。

## 【金融経済環境】

当連結会計年度における我が国経済は、年度を通じて繰り返された緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の適用により個人消費の落ち込みや雇用所得環境の悪化による影響が長期化したものの、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展等に伴い、国内景気に持ち直しの動きがみられました。保険業界におきましては、新型コロナウイルス感染症や相次いで発生した大規模自然災害等によって直接的な影響を受けられたお客様に対して、確実な保険金・給付金の支払いを行うために各種特別取扱いを実施するなど、保険事業の社会的責任を全うすべく業界全体で総力を挙げた取り組みが行われました。また、デジタル技術を活用した非対面での各種手続きの実施やリモートワーク等の柔軟な就業環境を整備するなど、災害等の緊急事態においても事業継続を可能とする取り組みが実施されたほか、保険事業の健全な発展を図るため顧客本位の業務運営の観点からも様々な取り組みが推進されました。

## 【企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過及び成果】

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、次のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前年度増減率 (%)
経常収益	86,657	88,365	2.0
経常利益	3,852	5,925	53.8
親会社株主に帰属する当期純利益	763	891	16.8

経常収益については、生命保険事業における特別勘定(※)に係る収益が前年度に比べ4,949百万円減少しましたが、すべての事業における保有契約件数が堅調に増加したことが主な要因となり、前年度に比べ1,707百万円増加し、88,365百万円(前年度比2.0%増加)となりました。なお、生命保険事業における特別勘定に係る収益を除いた経常収益は次のとおりであります。

(※) 変額保険や変額個人年金保険は運用実績を直接契約者に還元するため、契約者に帰属する特別勘定として資産・負債及び損益を区分経理します。特別勘定に係る収益と費用は、それぞれ同額を計上するため利益に影響を与えないものの、損益計算書の経常収益及び経常費用に含めて表示します。

<参考情報>

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前年度増減率 (%)
特別勘定に係る収益を除いた経常収益	80,608	87,265	8.3

上記の増収効果が寄与し、経常利益については、前年度に比べ2,072百万円増加の5,925百万円（同53.8%増加）と大幅な増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益については、固定資産等処分損などの特別損失の計上が前年度より増加したものの、前年度に比べ128百万円増加の891百万円（同16.8%増加）となりました。

なお、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたご契約者様を対象に、保険料の払込猶予期間の延長や、災害死亡保険金等の支払事由の範囲拡大、保険金請求手続きにおける必要書類の一部省略などの特別措置を実施するなど、企業の社会的責任を全うするにあたって必要な各種の取り組みを継続的に行っております。

各セグメントの事業の経過及び成果は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	経常収益			セグメント利益（経常利益）		
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減率 (%)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減率 (%)
損害保険事業	32,737	33,655	2.8	779	1,536	97.0
生命保険事業	27,013	25,258	△6.5	3,140	4,704	49.8
少額短期保険事業	27,151	29,695	9.4	523	256	△51.0
報告セグメント計	86,902	88,609	2.0	4,443	6,497	46.2
セグメント間消去又は調整	△244	△243	－	△590	△572	－
連結損益計算書計上額	86,657	88,365	2.0	3,852	5,925	53.8

(注) セグメント利益の「セグメント間消去又は調整」は、当社の一般管理費等による損益であります。

#### (損害保険事業)

主力商品である自動車保険において、新テレビCMのオンエア開始等によるプロモーションの強化やデジタル広告等の運用効率改善に継続的に取り組んだことにより、ダイレクトチャネルを中心に販売が好調に推移しました。また、2019年11月より提供開始したAI搭載型OCRを用いた自動車保険のリアルタイム見積りサービス「キャッシュとスピード見積り」を大幅リニューアルするなど、最先端のAI技術やビッグデータを用いたAIプロジェクトの企画・開発を全社的に推進し、DX（デジタルトランスフォーメーション）による新しい顧客体験の創出に取り組まれました。加えて、SBIグループの重点施策である「オープン・アライアンス戦略」に沿って、多様

な分野の事業法人や地域金融機関との連携に基づいた新たなサービスを提供開始するなど、更なる顧客基盤の拡大に向けた取り組みも推進しました。こうした取り組みの結果、2022年3月末の保有契約件数は1,172千件（前年度末比3.1%増加）となりました。

経常収益は、保有契約件数が堅調に増加したことなどにより、前年度比2.8%増加の33,655百万円となりました。セグメント利益は、保険金支払いが前年度に比べ増加したものの、増収効果に加え、責任準備金繰入額が前年度に比べ減少したことなどにより、前年度比97.0%増加の1,536百万円となりました。なお、前年度は初年度収支残をもとに普通責任準備金（※）を大幅に積み立てましたが、当年度は普通責任準備金の戻し入れとなり経常収益の責任準備金戻入額に計上しております。

（※）普通責任準備金は、決算日後の保険金等の支払義務を果たすために積み立てる責任準備金の一つであり、未経過保険料及び保険料積立金の合計額と初年度収支残を比較し、大きい方の金額を普通責任準備金として積み立てます。初年度収支残は、当期の収入保険料から、当該保険契約のために支出した保険金等及び当期の事業費を控除して算出されます。

#### （生命保険事業）

団体信用生命保険（住宅ローン等のご利用者様向けの団体保険）において、住信SBIネット銀行株式会社の専用商品をリニューアルしたほか、ペーパーレスで保険申込が可能となるサービスも提供開始したことなどにより販売が好調に推移しました。また、新たな販路獲得に向けSBIグループの「地方創生」プロジェクトに沿った地域金融機関との提携交渉にも継続して取り組み、複数の金融機関での新規取扱いが開始されました。加えて、個人保険のWEB申込ページや見積りページの改善に継続的に取り組み、インターネット申込専用定期保険や就業不能保険の一層の販売効率向上を図ったほか、音声認識の仕組みを活用した生命保険料の見積もりサービスを国内で初めて提供開始するなど、DXによる新しい顧客体験の創出にも取り組みました。こうした取り組みの結果、2022年3月末の保有契約件数は315千件（前年度末比27.3%増加）となりました。

経常収益は、保有契約件数が順調に増加したものの、前述のとおり、特別勘定に係る収益が前年度に比べ4,949百万円減少したことにより、前年度比6.5%減少の25,258百万円となりました。なお、特別勘定に係る収益を除いた経常収益は、前年度に比べ3,194百万円増加（前年度比15.2%増加）しております。セグメント利益は、団体信用生命保険における保険料の増収が寄与し、前年度比49.8%増加の4,704百万円となりました。

#### （少額短期保険事業）

SBI日本少額短期保険株式会社は、代理店が利用するオンライン入居申込サービスを自社の契約管理システムとAPI接続することで代理店業務の軽減や利便性を向上させたほか、SBIプリズム少額短期保険株式会社では、インターネット上で保険金請求手続きを完結できる仕組みを構築し、お客様の利便性を向上させるなど少額短期保険事業においてもDXの推進に取り組みました。また、SBIいきいき少額短期保険株式会社とSBI日本少額短期保険株式会社は、2021年11月1日に国内初の「金融サービス仲介業者」として登録を受けた株式会社SBIネオモバイル証券を介する保険商品の販売スキームを新たに展開するなど、SBIグループのシナジーを活用した販路開拓を推進しました。加えて、SBIリスタ少額短期保険株式会社では、挙式・披露宴の企画・

運営等のプライダル事業を行う株式会社エスクリと提携し新たに「結婚式総合補償保険」を提供開始したほか、外部パートナー企業である非金融事業者のサービスに組み込み可能な保険商品を提供開始するなど、新しい保険サービスの開発にも取り組みました。こうした取り組みの結果、2022年3月末の保有契約件数は976千件（前年度末比3.6%増加）となりました。

経常収益は、保有契約件数が堅調に増加したことなどにより、前年度比9.4%増加の29,695百万円となりました。セグメント利益は、ペット保険における保険金支払いが前年度に比べ増加したことなどにより、前年度比51.0%減少の256百万円となりました。

### 【企業集団の対処すべき課題】

今後の経済動向について、海外経済は新型コロナウイルス感染症の世界的流行が長期化していることに加え、ロシアのウクライナ侵攻により先行きが不透明な状況が続いています。国内においても、ワクチンの3回目接種の進展や治療薬の普及に伴い感染面からの経済への影響は軽減が見込まれるものの、原材料価格の高騰やそれに伴う食料品の値上げラッシュが個人消費回復への下押し要因となることに加え、新たな変異株による感染再拡大への懸念も残ることから、国内景気の回復には時間を要するものと見込んでおります。

当社グループでは、不透明な経済情勢等の経営環境の変化や急速な技術革新に適切に対応し、今後も継続的に保険事業を成長させ、より多くのお客様の便益を高めるために、次の3点を重点項目として取り組んでまいります。

#### ① グループシナジーの深化による効率的な販路の拡充とグループ経営基盤の発展

インターネットリテラシーの高いSBIグループの顧客層へのアクセスや、グループの事業ネットワークの活用により、効率性を追求した販路の開拓を推進してまいります。また、当社グループ内における子会社各社の位置付け・役割の明確化、保険商品のクロスセリングの強化など、グループシナジーを最大化する営業力の強化に取り組んでまいります。加えて、各社の重複業務を洗い出して集約を進め、業務を効率化することで、収益力を強化してまいります。また、コンプライアンスやリスクに関する子会社各社の取り組みや課題を集約し、企業価値向上に向けたコーポレート・ガバナンスの強化を図っていくとともに、戦略的パートナーとの提携促進など、当社グループ全体のシナジーを高める経営基盤の発展を図ってまいります。

#### ② テクノロジーを駆使した業界内における差別化と顧客利便性の追求

インターネットを駆使したローコスト・オペレーションにより実現する価格競争力は当社グループの競争力の源泉となっておりますが、今後、これを一層高めるべく、最先端テクノロジーの活用を積極的に行い、同業他社との更なる差別化を推進してまいります。具体的には、事業費の削減を図る目的で、RPA（Robotic Process Automation）（※）の導入を重点的に推進し、間接部門の生産性向上及びコスト削減に引き続き取り組んでまいります。また、AI・ビッグデータを活用し、損害率の改善を目的とした不正検知モデルの構築や、マーケティングにおける効率的な顧客アプローチモデルの構築等を進めてまいります。加えて、SBIグループの投資先である先進技術を保有するベンチャー企業などからも積極的に技術を導入することで、顧客利



便性を高めたサービスの提供を追求してまいります。

(※) RPA (Robotic Process Automation) とは、ロボットによる業務自動化の取り組みを表す言葉です。人が行う作業をコンピューター上で再現しようとするAIや、AIが反復によって学ぶ「機械学習」といった技術を用いて、主にバックオフィスにおけるホワイトカラー業務の代行を行う技術やシステムをいいます。

### ③ ニッチ市場の開拓と商品開発力の強化

ニッチ市場の開拓にあたっては、新商品の開発及び市場への投入を継続して実施することが効果的であるため、保険商品を迅速かつ安価に開発できる商品開発体制の構築を目指してまいります。また、SBIグループ全体で推進するグループ外企業とのアライアンス戦略に沿って、さまざまな業種・業態の中で独自の顧客基盤を有する外部パートナー企業と提携することで、個々の局地的市場へオーダーメイド商品を提供するニッチ戦略を推進し新市場の開拓に取り組んでまいります。加えて、M&Aの見込先を安定的に確保し、少額短期保険市場を中心としたニッチ市場の開拓にも継続的に取り組むことで事業基盤の拡大を推進してまいります。なお、M&Aの候補先については、当社グループ各社とのシナジーを期待できる経営方針、商品性、販路等を有することを前提に、グループ全体の成長に資する取り組みとなることを目指して検討してまいります。

## (2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

### イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
経常収益	66,388	70,467	86,657	88,365
経常利益	2,131	2,360	3,852	5,925
親会社株主に帰属する当期純利益	851	335	763	891
包括利益	△600	862	2,204	△722
純資産額	38,450	41,591	43,796	43,073
総資産	173,587	176,471	194,383	192,109

### ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当事業年度)
営業収益	百万円 477	百万円 608	百万円 556	百万円 551
受取配当金	—	—	—	—
保険業を営む子会社等	—	—	—	—
その他の子会社等	—	—	—	—
当期純利益	21	13	13	14
1株当たり当期純利益	1円05銭	0円60銭	0円55銭	0円57銭
総資産	百万円 38,253	百万円 40,562	百万円 40,566	百万円 40,595
保険業を営む子会社等株式等	37,595	37,595	38,095	38,415
その他の子会社等株式等	—	—	—	—

(注) 当社は、2018年6月26日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。2018年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## (3) 企業集団の主要な事務所の状況

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
損害保険事業 SBI損害保険株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2006年6月1日
生命保険事業 SBI生命保険株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2017年3月21日
少額短期保険事業 SBI少額保険ホールディングス株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2015年11月15日
SBIいきいき少額短期保険株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2015年12月14日
SBI日本少額短期保険株式会社	本店	大阪府大阪市北区大深町3番1号	2014年4月1日
SBIリスタ少額短期保険株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2015年12月14日
SBIプリズム少額短期保険株式会社	本店	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	2020年4月6日
常口セーフティ少額短期保険株式会社	本店	北海道札幌市中央区大通西五丁目1番地2	2016年10月11日
当社 SBIインシュアランスグループ株式会社	本店	東京都港区六本木一丁目6番1号	2016年12月19日

## (4) 企業集団の使用人の状況

部門名	前連結会計年度末	当連結会計年度末	当期増減(△)
損害保険事業	684名	669名	△15名
生命保険事業	113名	109名	△4名
少額短期保険事業	232名	218名	△14名
当社	23名	22名	△1名
合計	1,052名	1,018名	△34名

(注) 使用人数は就業人員数であります。

## (5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## (6) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

## (7) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

事業セグメント等	金額
損害保険事業	909百万円
生命保険事業	910百万円
少額短期保険事業	64百万円
当社	3百万円
合計	1,888百万円

### ロ 重要な設備の新設等

上記イの設備投資の主なもの、次のとおりであります。

事業セグメント等	内容	金額
損害保険事業	ソフトウェア開発等	742百万円
生命保険事業	ソフトウェア開発等	746百万円
少額短期保険事業	ソフトウェア開発等	46百万円

なお、損害保険事業において、一部業務システムの入れ替えに伴うソフトウェアなどの処分・除却を行っております。

## (8) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	備考
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	株式等の保有を通じたグループの統括・運営等	1999年7月8日	99,312百万円	68.94%	

(注) 親会社と当社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
SBI損害保険株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	損害保険業	2006年6月1日	20,500百万円	99.2%	
SBI生命保険株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	生命保険業	1990年7月2日	47,500百万円	100.0%	
SBI少短保険ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	少額短期保険持株会社	2012年4月6日	1,411百万円	100.0%	
SBIいきいき少額短期保険株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	少額短期保険業	2007年7月3日	36百万円	100.0% (100.0%)	
SBI日本少額短期保険株式会社	大阪府大阪市北区大深町3番1号	少額短期保険業	1996年6月28日	190百万円	100.0% (100.0%)	
SBIリスタ少額短期保険株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	少額短期保険業	2006年4月3日	30百万円	99.6% (99.6%)	
SBIプリズム少額短期保険株式会社	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	少額短期保険業	2002年11月1日	298百万円	100.0% (100.0%)	
常口セーフティ少額短期保険株式会社	北海道札幌市中央区大通西五丁目1番地2	少額短期保険業	2005年8月31日	50百万円	100.0% (100.0%)	

(注) 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の( )内は、間接所有割合を内数で記載しております。

## (9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況

#### ① 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
乙部 辰良	代表取締役 執行役員会長兼社長	—	—
大和田 徹	取締役 執行役員 財務経理部、IR・広報部担当	S B I 生命保険株式会社 取締役兼執行役員	—
長澤 信之	取締役 執行役員兼総務人事部長 法務・コンプライアンス部、総務人事部、リスク管理部担当	S B I 少短保険ホールディングス株式会社 代表取締役社長 S B I 日本少額短期保険株式会社 取締役 常口セーフティ少額短期保険株式会社 取締役	—
五十嵐 正明	取締役	S B I 損害保険株式会社 代表取締役社長 S B I 少短保険ホールディングス株式会社 取締役	—
小野 尚	取締役	S B I 生命保険株式会社 代表取締役社長	—
朝倉 智也	取締役	モーニングスター株式会社 代表取締役執行役員社長 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役 イー・アドバイザー株式会社 代表取締役社長 S B I アセットマネジメント・グループ株式会社 代表取締役	—
永末 裕明	取締役 (社外取締役)	—	—
渡邊 啓司	取締役 (社外取締役)	株式会社朝日工業社 社外取締役 株式会社青山財産ネットワークス 社外取締役 北越コーポレーション株式会社 社外監査役 株式会社うかい 社外取締役	—

## ② 監査役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
神山 敏之	常勤監査役（社外監査役）	—	—
大鶴 基成	監査役（社外監査役）	サン総合法律事務所 客員弁護士 アウロラ債権回収株式会社 社外取締役 一般社団法人日本野球機構 調査委員長 モーニングスター株式会社 社外取締役	—
松尾 清	監査役（社外監査役）	松尾清公認会計士事務所 所長 日本通信株式会社 社外監査役	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 当社は、取締役永末裕明氏及び監査役神山敏之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

## ① 会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。なお、具体的な報酬の決定は役員報酬規程によっております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬のほか、会社業績等に基づく賞与で構成されており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の職務内容・責任・権限・貢献度等を勘案して支給額を決定いたします。また、社外取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び賞与で構成されており、同じく株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定いたします。ただし、いずれについても取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定いたします。

取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、従業員給与の最高額、過去の同順位の取締役の支給実績、当社の業績見込み、取締役の報酬の間相場、当社の業績等への貢献度、就任の事情などの事項を考慮し、支給額を取締役ごとに定めております。

取締役の賞与は原則として年1回とし、個々の取締役の職責や職務執行状況等を基礎とし、経営環境等も踏まえ、当該取締役の貢献度を総合的に勘案して支給額を決定いたします。従って、特に定量的な目標設定は行っておりません。

また、基本報酬、及び賞与の割合に関しては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定いたします。

監査役への報酬等については、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役の協議により各監査役の報酬等が決定されます。

② 会社役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となった人数

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	5名	81
監査役	3名	17
計	8名	98

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等には役員賞与4百万円が含まれております。
2. 取締役3名については無報酬であります。
3. 当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月26日であり、取締役の報酬総額は年額2億円を限度とし、各取締役の個別報酬については取締役に一任すること、また取締役の報酬総額には使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まれないものとするを決議しております。また、監査役の報酬総額は年額5千万円を限度とし、各監査役の個別報酬については監査役の協議によるものとするを決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名であります。
4. 取締役会は、代表取締役執行役員会長兼社長乙部辰良に対し、各取締役の固定報酬である基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の会社業績等に基づく賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役執行役員会長兼社長である乙部辰良が適していると判断したためであります。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等の内容の決定が、上記①の決定方針と整合していることを確認しております。



**(3) 責任限定契約・補償契約**

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
取締役 五十嵐 正明 小野 尚 朝倉 智也 永末 裕明 渡邊 啓司 監査役 神山 敏之 大鶴 基成 松尾 清	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、左記の非業務執行取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。</p>

**(4) 役員等賠償責任保険契約**

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び会社法上の重要な使用人	<p>当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本契約においては、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。なお、保険料は全額当社が負担しております。</p>

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
永末 裕明 (社外取締役)	—
渡邊 啓司 (社外取締役)	株式会社朝日工業社 社外取締役 株式会社青山財産ネットワークス 社外取締役 北越コーポレーション株式会社 社外監査役 株式会社うかい 社外取締役
神山 敏之 (社外監査役)	—
大鶴 基成 (社外監査役)	サン総合法律事務所 客員弁護士 アウロラ債権回収株式会社 社外取締役 一般社団法人日本野球機構 調査委員長 モーニングスター株式会社 社外取締役
松尾 清 (社外監査役)	松尾清公認会計士事務所 所長 日本通信株式会社 社外監査役

- (注) 1. モーニングスター株式会社は、当社の親会社の子会社であります。  
2. その他の兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
永末 裕明 (社外取締役)	4年9か月	当年度に開催の取締役会13回すべてに出席しております。	取締役会において、決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて、損害保険分野における専門的な観点からの提言や損害保険会社の役員としての豊富な経験に基づく助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
渡邊 啓司 (社外取締役)	4年9か月	当年度に開催の取締役会13回すべてに出席しております。	取締役会において、決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて、財務及び会計分野における専門的な観点からの提言や公認会計士としての豊富な経験に基づく助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
神山 敏之 (社外監査役)	5年	当年度に開催の取締役会13回すべて、監査役会13回すべてに出席しております。	取締役会及び監査役会において、長年にわたる銀行等の金融機関における業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
大鶴 基成 (社外監査役)	5年	当年度に開催の取締役会13回すべて、監査役会13回すべてに出席しております。	取締役会及び監査役会において、長年にわたる法律の専門家としての豊富な経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。
松尾 清 (社外監査役)	5年	当年度に開催の取締役会13回すべて、監査役会13回のうち12回に出席しております。	取締役会及び監査役会において、長年にわたる会計の専門家としての豊富な経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。

(注) 各氏の在任期間は、就任日から2022年3月31日までの期間であります。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	5名	36	3

(注) 役員賞与の支給はありません。

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数	75,000千株
発行済株式の総数	24,820千株

### (2) 当年度末株主数

5,290名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
SBIホールディングス株式会社	17,110	68.94
株式会社光通信	2,354	9.49
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	721	2.90
西薊 仁	445	1.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	300	1.21
坂本 暢子	203	0.82
生田 裕	150	0.60
日本証券金融株式会社	138	0.56
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL) （常任代理人 フィリップ証券株式会社）	127	0.51
株式会社日本カストディ銀行（信託B口）	98	0.40

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金及び預貯金	31,447	保険契約準備金	133,976
買入金銭債権	4,813	支払備金	19,929
金銭の信託	147	責任準備金	110,781
有価証券	127,228	契約者配当準備金	3,265
貸付金	157	代理店借	423
有形固定資産	705	再保険借	4,946
建物	312	その他負債	7,874
リース資産	2	退職給付に係る負債	28
その他の有形固定資産	390	価格変動準備金	851
無形固定資産	8,216	繰延税金負債	234
ソフトウェア	4,272	支払承諾	700
のれん	3,186	<b>負債の部合計</b>	<b>149,036</b>
その他の無形固定資産	757	<b>(純資産の部)</b>	
代理店貸	119	資本金	8,375
再保険貸	5,216	資本剰余金	32,061
その他資産	12,888	利益剰余金	3,558
繰延税金資産	468	自己株式	△0
支払承諾見返	700	株主資本合計	43,994
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	△1,043
		その他の包括利益累計額合計	△1,043
		新株予約権	21
		非支配株主持分	101
		<b>純資産の部合計</b>	<b>43,073</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>192,109</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>192,109</b>

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>88,365</b>
損害保険事業	33,522
保険引受収益	33,085
正味収入保険料	32,506
積立保険料等運用益	17
責任準備金戻入額	561
資産運用収益	396
利息及び配当金収入	223
売買目的有価証券運用益	14
有価証券売却益	3
その他運用収益	172
積立保険料等運用益振替	△17
その他経常収益	40
生命保険事業	25,240
保険料等収入	19,642
再保険収入	15,066
資産運用収益	4,575
利息及び配当金等収入	4,788
有価証券売却益	2,475
有価証券償還益	1,082
金融派生商品収益	62
為替差益	1
貸倒引当金戻入額	83
その他運用収益	1
特別勘定資産運用益	40
その他経常収益	1,041
その他経常収益	810
少額短期保険事業	29,602
保険料等収入	29,091
資産運用収益	0
その他経常収益	510
<b>経常費用</b>	<b>82,439</b>
損害保険事業	32,019
保険引受費用	22,306
正味支払保険金	18,347
損害支調査費	3,978
諸手数料及び集金費	△3,096
支払備金繰入額	3,076
その他保険引受費用	0

科 目	金 額
資産運用費用	328
金銭の信託運用損	149
有価証券売却損	152
その他運用費用	26
営業費及び一般管理費用	9,350
その他経常費用	34
生命保険事業	20,531
保険金等支払	15,306
年金等	3,517
給付戻金	824
解約返戻金	1,177
その他返戻金	3,505
再保険料	1,261
資産運用費用	5,020
支払利息	468
有価証券評価損	1
有価証券償還	291
その他運用費用	0
事業費用	175
その他経常費用	4,349
少額短期保険事業	407
保険金等支払	29,317
責任準備金繰入額	18,286
事業費用	517
その他経常費用	10,481
その他経常費用	32
その他	570
<b>経常利益</b>	<b>5,925</b>
特別損失	417
固定資産等処分損	251
減損損失	45
価格変動準備金繰入額	120
契約者配当準備金繰入額	3,340
税金等調整前当期純利益	2,167
法人税及び住民税等	1,373
法人税等調整額	△102
<b>法人税等合計</b>	<b>1,271</b>
<b>当期純利益</b>	<b>895</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	4
親会社株主に帰属する当期純利益	891

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	1,966	流動負債	72
現金及び預金	1,785	未払金	33
前払費用	13	未払費用	0
その他	167	未払法人税等	35
固定資産	38,626	預り金	3
有形固定資産	65	固定負債	25
建物	59	資産除去債務	20
工具、器具及び備品	5	その他	5
無形固定資産	7	負債合計	98
ソフトウェア	7	<b>(純資産の部)</b>	
投資その他の資産	38,553	株主資本	40,472
投資有価証券	61	資本金	8,375
関係会社株式	38,415	資本剰余金	32,055
繰延税金資産	9	資本準備金	21,635
その他	67	その他資本剰余金	10,420
繰延資産	2	利益剰余金	42
株式交付費	2	その他利益剰余金	42
		繰越利益剰余金	42
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
		新株予約権	21
資産合計	40,595	純資産合計	40,497
		負債・純資産合計	40,595

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>営 業 収 益</b>	<b>551</b>
関 係 会 社 受 入 手 数 料	551
<b>営 業 費 用</b>	<b>517</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	517
<b>営 業 利 益</b>	<b>33</b>
<b>営 業 外 収 益</b>	<b>0</b>
受 取 利 息	0
雑 収 入	0
<b>営 業 外 費 用</b>	<b>12</b>
株 式 交 付 費 償 却	12
<b>経 常 利 益</b>	<b>22</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>22</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11
法 人 税 等 調 整 額	△3
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>8</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>14</b>



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

SBIインシュアランスグループ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三井 健一郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBIインシュアランスグループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIインシュアランスグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

S B I インシュアランスグループ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三井 健一郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S B I インシュアランスグループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

S B I インシュアランスグループ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 神 山 敏 之 ㊟

監 査 役（社外監査役） 大 鶴 基 成 ㊟

監 査 役（社外監査役） 松 尾 清 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u>	< 削除 >



## 第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役8名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	おと べ たつ よし 乙 部 辰 良 (1958年4月21日生)  所有する 当社株式の数 20,000株	1981年4月 大蔵省（現財務省）入省 1998年10月 国税庁東京国税局課税第一部長 1999年7月 大蔵省（現財務省）金融企画局企画課債権等流動化室長 2000年7月 同省大臣官房信用機構課機構業務室長 2001年7月 財務省主税局税制第二課法人税制企画室長 2002年7月 金融庁総務企画局市場課長 2003年7月 同庁総務企画局信用課長 2004年7月 同庁総務企画局政策課長 2006年7月 同庁検査局総務課長 2008年7月 同庁監督局総務課長 2009年7月 同庁総務企画局参事官兼公認会計士・監査審査会事務局長 2010年7月 同庁総務企画局審議官（市場担当） 2012年7月 財務省東海財務局長 2013年6月 預金保険機構総務部長 2015年7月 財務省関東財務局長 2016年6月 同省退官 2016年10月 SBIファイナンシャルサービス株式会社顧問 2017年2月 弁護士登録 東京弁護士会所属 2017年3月 当社取締役会長 2017年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員常務 2018年2月 当社代表取締役執行役員会長兼社長（現任）
	取締役候補者とした理由	<p>乙部辰良氏は、財務省関東財務局長等を歴任し、2018年2月からは当社代表取締役執行役員会長兼社長として当社グループの経営において重要な役割を果たしております。また、金融分野全般における豊富な経験を有し、今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p data-bbox="213 606 417 651">おお わ だ とおる 大 和 田 徹</p> <p data-bbox="213 671 417 694">(1965年12月20日生)</p> <p data-bbox="213 719 417 802">所有する 当社株式の数 1,200株</p>	<p data-bbox="429 303 1380 326">1989年 4 月 エクイタブル生命保険株式会社（現アクサ生命保険株式会社）入社</p> <p data-bbox="429 338 1380 361">2002年 7 月 アスペクタ・ジャパン株式会社入社インベストメント・グループ・ヘッド</p> <p data-bbox="429 373 1380 429">2003年 3 月 ピーシーイー生命保険株式会社（現 S B I 生命保険株式会社）入社インベストメント部特別勘定運用グループ・ヘッド</p> <p data-bbox="429 441 1380 497">2006年 4 月 シュローダー投信投資顧問株式会社（現シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社）入社プロダクト・スペシャリスト部部长</p> <p data-bbox="429 509 1380 565">2007年 1 月 ピーシーイー生命保険株式会社（現 S B I 生命保険株式会社）入社インベストメント部ヘッド</p> <p data-bbox="429 577 1380 600">2011年 4 月 同社執行役兼インベストメント部ヘッド（インベストメント部担当）</p> <p data-bbox="429 612 1380 668">2012年 1 月 同社執行役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼インベストメント部ヘッド（インベストメント部、経理部、経営数理部担当）</p> <p data-bbox="429 680 1380 775">2015年 2 月 同社取締役執行役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー兼インベストメント部ヘッド兼 I T 部ヘッド（経理部、インベストメント部、お客様サービス部、お客様コミュニケーション部、I T 部担当）</p> <p data-bbox="429 787 1380 843">2016年10月 同社取締役兼執行役員チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（財務・経理部、資産運用部、数理部、お客様サービス部、I T 部担当）</p> <p data-bbox="429 855 1380 911">2017年 8 月 同社取締役兼執行役員（財務・経理部、資産運用部、数理部、お客様サービス部、I T 部担当）</p> <p data-bbox="429 923 1380 946">2017年12月 当社取締役兼経営企画部長（財務経理部、経営企画部、I R ・広報部担当）</p> <p data-bbox="429 958 1380 1014">2018年 1 月 当社取締役執行役員兼経営企画部長（財務経理部、経営企画部、I R ・広報部担当）</p> <p data-bbox="429 1026 1380 1049">2019年 7 月 当社取締役執行役員（財務経理部、I R ・広報部担当）（現任）</p> <p data-bbox="429 1061 1380 1117">2020年 8 月 S B I 生命保険株式会社取締役兼執行役員（資産運用部、C S 推進室担当）（現任）</p> <p data-bbox="213 1150 1380 1279"> 取締役候補者とした理由  大和田徹氏は、S B I 生命保険株式会社において長年にわたって経理、運用管理等を担当し、投資・運用に関する幅広い見識と豊富な経験を有しております。今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。 </p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	なが さわ のぶ ゆき 長 澤 信 之 (1974年11月5日生) 所有する 当社株式の数 1,000株	2003年7月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンク株式会社)入社 2004年12月 ソフトバンク・インベストメント株式会社(現SBIホールディングス株式会社) 法務部転籍 2006年3月 SBIホールディングス株式会社不動産法務部長 2007年9月 SBIエステートマネジメント株式会社取締役コンプライアンスオフィサー 2009年4月 SBIライフリビング株式会社(現株式会社ウェブダッシュ) 管理本部法務部長 2010年6月 同社取締役 2012年8月 同社常務取締役 2014年5月 SBIホールディングス株式会社法務コンプライアンス部部长 2014年12月 SBIエステートマネジメント株式会社取締役コンプライアンスオフィサー 2018年1月 当社執行役員(法務・コンプライアンス部担当) 2018年2月 SBI少短保険ホールディングス株式会社取締役企画部長(企画部、管理部、コンプライアンス・リスク管理部担当) 2018年2月 当社取締役執行役員兼総務人事部長(法務・コンプライアンス部、総務人事部、リスク管理部担当) 2019年9月 SBIコネクト株式会社取締役(現任) 2020年6月 SBI少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長(内部監査室、管理部、コンプライアンス・リスク管理部) 2020年8月 常口セーフティ少額短期保険株式会社取締役(現任) 2021年4月 SBI日本少額短期保険株式会社取締役(現任) 2022年4月 当社取締役執行役員(法務・コンプライアンス部、総務人事部、リスク管理部担当)(現任) 2022年4月 SBI少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長(内部監査室、管理部、コンプライアンス・リスク管理部、システム統括部担当)(現任)
取締役候補者とした理由 長澤信之氏は、SBIホールディングス株式会社において長年にわたって法務・コンプライアンス等を担当し、法務分野における豊富な実務経験と高い倫理観を有しております。今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p>い が ら し ま さ あ き 五十嵐 正明 (1961年11月23日生)</p> <p>所有する 当社株式の数 1,000株</p>	<p>1984年 4 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店 (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>1990年11月 ナショナルレ・ネーデルランデン生命保険会社N.V.日本支社 (現エヌエヌ生命保険株式会社) 入社</p> <p>1995年 4 月 住友海上火災保険株式会社 (現三井住友海上火災保険株式会社) 入社</p> <p>2000年 4 月 千代田火災海上保険株式会社 (現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 入社</p> <p>2005年 4 月 ブロードマインド株式会社取締役</p> <p>2007年 3 月 ブロードマインド少額短期保険株式会社 (現アスモ少額短期保険株式会社) 代表取締役</p> <p>2011年 6 月 一般社団法人日本少額短期保険協会専務理事</p> <p>2015年 1 月 日本少額短期保険株式会社 (現 S B I 日本少額短期保険株式会社) 常務取締役</p> <p>2016年 6 月 日本少額短期保険株式会社 (現 S B I 日本少額短期保険株式会社) 代表取締役社長</p> <p>2017年 6 月 S B I リスタ少額短期保険株式会社取締役</p> <p>2017年 6 月 S B I 少短保険ホールディングス株式会社取締役 (現任)</p> <p>2019年 6 月 S B I 少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長 (内部監査室担当)</p> <p>2019年12月 S B I 損害保険株式会社代表取締役社長 (内部監査室、お客様相談室担当)</p> <p>2019年12月 S B I 日本少額短期保険株式会社取締役</p> <p>2020年 6 月 当社取締役 (現任)</p> <p>2021年 4 月 一般社団法人日本金融サービス仲介業協会理事 (現任)</p> <p>2022年 4 月 S B I 損害保険株式会社代表取締役社長 (内部監査室、お客様相談室、金融法人戦 略室担当) (現任)</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>五十嵐正明氏は、S B I 損害保険株式会社代表取締役社長も務めており、また少額短期保険会社の代表取締役等を歴 任され、損害保険事業や少額短期保険事業の成長に大きく貢献するなどの実績があり、経営者として豊富な経験と幅 広い見識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献 が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p>おのひさし 小野尚 (1959年10月17日生)</p> <p>所有する 当社株式の数 1,000株</p>	<p>1983年4月 大蔵省（現財務省）入省  2003年7月 金融庁検査局総務課調査室長  2004年7月 同庁監督局保険課長  2006年7月 財務省国際局地域協力課長  2008年7月 金融庁総務企画局信用制度参事官  2010年7月 同庁総務企画局企画課長  2011年8月 同庁総務企画局参事官  2014年7月 同庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当）  2015年7月 同庁総務企画局総括審議官  2016年6月 財務省関東財務局長  2017年7月 同省退官  2017年10月 Profit Cube株式会社（現サイオステクノロジー株式会社）顧問  2017年10月 ミュージックセキュリティーズ株式会社顧問  2018年6月 SBIホールディングス株式会社常務取締役  2018年9月 SBIネオファイナンスサービス株式会社取締役（現任）  2019年2月 SBI地域事業承継投資株式会社取締役（現任）  2019年4月 SBI生命保険株式会社代表取締役社長（監査部、コンプライアンス・リスク管理部、人事総務部、商品開発部、数理部、お客様サービス部、団体保険部、IT部、経営企画部、営業企画部担当）  2019年4月 SBIホールディングス株式会社顧問（現任）  2019年6月 当社取締役（現任）  2020年10月 一般社団法人全国団信推進協会業務執行理事（現任）  2021年4月 一般社団法人日本金融サービス仲介業協会代表理事副会長（現任）  2021年4月 SBI生命保険株式会社代表取締役社長（監査部、リスク管理室、商品部、経営数理部、お客様サービス部、事業戦略部、経理総務部担当）（現任）</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>小野尚氏は、SBI生命保険株式会社代表取締役を務め、生命保険事業の成長に大きく貢献するなどの実績があり、また、財務省関東財務局長等を歴任され、金融分野全般における豊富な経験を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<p>あさ くら とも や 朝 倉 智 也 (1966年3月16日生)</p> <p>所有する 当社株式の数 0株</p>	<p>1989年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1990年1月 メリルリンチ証券会社（現BofA証券株式会社）入社 1995年6月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 1998年11月 モーニングスター株式会社入社 2000年3月 同社取締役インターネット事業部長 2004年7月 同社代表取締役社長 2007年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員 2009年5月 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社代表取締役（現任） 2012年6月 SBI損害保険株式会社取締役 2012年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員常務 2012年7月 モーニングスター株式会社代表取締役執行役員社長（現任） 2013年3月 いきいき世代株式会社（現SBIいきいき少額短期保険株式会社）取締役 2013年6月 SBIホールディングス株式会社取締役執行役員専務 2015年2月 SBI少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長（内部監査室担当） 2015年2月 ピーシーイー生命保険株式会社（現SBI生命保険株式会社）取締役 2015年11月 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社代表取締役社長 2016年1月 SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社代表取締役会長CEO 2017年6月 当社取締役（現任） 2018年3月 SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社（現SBIアセットマネジメント株式会社）代表取締役 2018年6月 SBIホールディングス株式会社専務取締役 2019年9月 SBIアセットマネジメント・グループ株式会社代表取締役（現任） 2019年10月 イー・アドバイザー株式会社代表取締役社長 2021年12月 住信SBIネット銀行株式会社取締役（現任）</p>
<p>取締役候補者とした理由 朝倉智也氏は、モーニングスター株式会社代表取締役執行役員社長を務め、資産運用サービス事業の成長に大きく貢献するなどの実績があり、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>		



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	なが すえ ひろ あき <b>永 末 裕 明</b> (1951年4月9日生)  所有する 当社株式の数  0株	1975年4月 大東京火災海上保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社 2001年4月 あいおい損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）執行役員九州営業本部長 2007年7月 同社専務取締役営業開発部長兼首都圏戦略室長 2008年6月 同社代表取締役専務執行役員 2010年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副社長執行役員営業開発本部長兼リテール営業開発本部長 2013年4月 同社取締役副社長執行役員地域営業推進本部長 2014年4月 同社顧問 2015年6月 SBIホールディングス株式会社社外監査役 2017年6月 当社社外取締役（現任）
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>永末裕明氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役副社長等を歴任され、企業経営者として豊富な経験を有しており、引き続き当該知見を活かして特に損害保険分野において専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与・監督等いただくことを期待できると判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	わた なべ けい じ <b>渡 邊 啓 司</b> (1943年1月21日生)  所有する 当社株式の数  0株	1975年10月 プライスウォーターハウス会計事務所（現PwCあらた有限責任監査法人）入所 1987年7月 青山監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）代表社員（同時にPrice Waterhouse（現PwCあらた有限責任監査法人）Partner就任） 1995年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1996年4月 同所代表社員 2000年6月 いちよし証券株式会社社外取締役 2003年7月 Deloitte Touche Tohmatsu Global Middle Market Leader 2008年6月 株式会社朝日工業社社外取締役（現任） 2010年6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役 2011年3月 株式会社船井財産コンサルタンツ（現株式会社青山財産ネットワークス）社外取締役（現任） 2017年6月 北越紀州製紙株式会社（現北越コーポレーション株式会社）社外監査役（現任） 2017年6月 当社社外取締役（現任） 2018年6月 株式会社うかい社外取締役（現任）
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>渡邊啓司氏は、長年にわたり公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。引き続き当該知見を活かして特に財務及び会計分野において専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与・監督等いただくことを期待できると判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永末裕明氏、渡邊啓司氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は永末裕明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、永末裕明氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
4. 渡邊啓司氏は、これまで、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役候補者とした理由に基づき、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
5. 永末裕明氏、渡邊啓司氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は五十嵐正明氏、小野尚氏、朝倉智也氏、永末裕明氏、渡邊啓司氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の規定に基づき100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

現任監査役3名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本定時株主総会において選任される監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり、また本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	かみ やま とし ゆき <b>神山敏之</b> (1953年10月28日生)  所有する 当社株式の数  0株	1978年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2001年5月 同行資金部部長 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）市場企画部欧州資金室室長 2004年4月 株式会社みずほ銀行市場営業部部長 2007年7月 みずほインベスターズ証券株式会社（現みずほ証券株式会社）執行役員（金融商品開発部担当、債券部・営業企画部副担当） 2010年4月 Philippine National Bank東京支店長兼在日代表 2013年4月 SBIバイオテック株式会社常勤監査役 2016年6月 SBI少短保険ホールディングス株式会社監査役 2017年3月 当社常勤社外監査役（現任）
社外監査役候補者とした理由 神山敏之氏は、金融機関における長年の経験があり、金融分野における豊富な経験と高い見識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、今後も当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
2	<p>おお つる もと なり 大 鶴 基 成 (1955年3月3日生)</p> <p>所有する 当社株式の数 0株</p>	<p>1980年4月 検事任官</p> <p>2000年6月 東京地方検察庁特別捜査部副部長（財政経済担当）</p> <p>2001年4月 法務省刑事局公安課長、司法試験委員</p> <p>2002年8月 東京地方検察庁特別捜査部副部長（特殊直告担当）</p> <p>2005年4月 東京地方検察庁特別捜査部長</p> <p>2007年1月 函館地方検察庁検事正</p> <p>2008年1月 最高検察庁検事（財政経済担当）</p> <p>2010年3月 東京地方検察庁次席検事</p> <p>2011年1月 最高検察庁公判部長</p> <p>2011年8月 検事退官、弁護士登録（第一東京弁護士会）、サン綜合法律事務所客員弁護士（現任）</p> <p>2012年7月 アウロラ債権回収株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2014年2月 一般社団法人日本野球機構調査委員長（現任）</p> <p>2014年6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役</p> <p>2015年6月 モーニングスター株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2017年3月 当社社外監査役（現任）</p>
<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>大鶴基成氏は、長年にわたる検事、弁護士としての経験と法務・コンプライアンスを中心とした豊富な知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、今後も当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
3	まつ お きよし 松 尾 清 (1951年6月27日生)  所有する 当社株式の数  0株	1977年 9月 プライス・ウォーターハウス（現 プライスウォーターハウスコーパス）入所 1986年 3月 同所ニューヨーク事務所転籍 1992年 7月 同所米国パートナー就任 同所日本企業部代表就任 1996年 9月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）ニューヨーク事務所入所 2000年 5月 同監査法人東京事務所勤務 2007年 6月 同監査法人東京事務所トータルサービス 3部部門長 2010年10月 同監査法人東京事務所グローバルサービスグループ部門長 2013年 4月 松尾清公認会計士事務所開設 代表（現任） 2015年 6月 日本通信株式会社社外監査役（現任） 2017年 3月 当社社外監査役（現任）
社外監査役候補者とした理由 松尾清氏は、公認会計士としての長年の経験と財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、今後も当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き同氏を社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、神山敏之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 各候補者は、現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年3ヶ月となります。
5. 大鶴基成氏及び松尾清氏は、これまで、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外監査役候補者とした理由に基づき、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
6. 当社は各候補者との間で会社法第427条第1項及び当社定款第36条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合、当社は、3氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。各候補者が監査役に選任され、就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として若松亮氏を選任することをお願いするものであります。

なお、若松亮氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
わか まつ りょう 若松 亮 (1974年9月14日生)	2001年3月 裁判所書記官(横浜地方裁判所) 2005年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 2006年11月 弁護士登録換(第二東京弁護士会) 2006年11月 四樹総合法律会計事務所入所
所有する 当社株式の数 0株	2015年7月 SBI生命保険株式会社社外監査役(現任) 2017年2月 SBIリスタ少額短期保険株式会社社外監査役 2018年1月 若葉パートナーズ法律会計事務所弁護士(現任) 2020年4月 医療法人社団シャローム会理事(非常勤)(現任)
補欠の社外監査役候補者とした理由 若松亮氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しております。その専門的な知見を活かし、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 若松亮氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、同氏の選任が承認され、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は独立役員として指定する予定であります。
3. 若松亮氏は、過去に社外役員となること以外で会社の経営に関与された経験はありませんが、補欠の社外監査役候補者とした理由に基づき、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
4. 当社は若松亮氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第36条第2項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます(株主代表訴訟の場合を含む)。同氏が監査役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー22階  
TEL 03-6229-0881



〈交通のご案内〉

最寄り駅 南北線「六本木一丁目」駅直結（中央改札口をご利用ください。）

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

